

## オーストラリアの「炭素税」(豪州)

### 1. 「炭素税」とは？

豪州政府は、二酸化炭素など温暖化ガスの排出削減を目的として、2012年7月1日から二酸化炭素の排出量が多い企業約500社に課税する「炭素価格制度」、いわゆる「炭素税」を導入する方針を発表しました。当初は二酸化炭素1トン当たり23豪ドル(約2,000円)ですが、負担額は毎年2.5%ずつ引き上げられます。豪州政府は、「炭素税」の導入により、2020年までに1億6,000万トンの排出削減を目指しています。

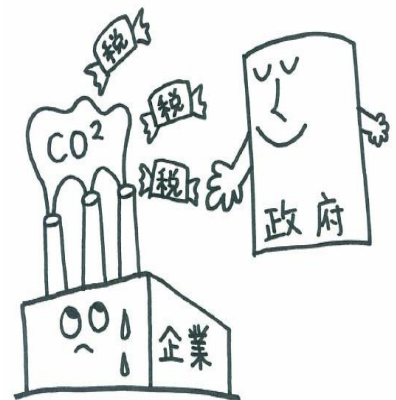
### 2. 最近の動向

豪州政府は10日、「炭素税」の導入を柱とする、地球温暖化対策を発表しました。2012年に「炭素税」を導入し、さらに3年後の2015年7月には、新たな枠組み(排出量取引制度)に移行する包括的な政策です。

政府は従来から「炭素税」導入の構想を持っていたものの、税負担の増加につながることから、企業や国民の反発が続いていました。

ギラード豪首相も、昨年8月の選挙戦で、「任期中は炭素税を導入しない」と公言していましたが、今年の2月に方針を転換しています。

今回、豪州政府は国民の理解を得るために、「炭素税」による税収の50%以上を使い、全世帯の9割に減税や補助金を実施。鉄鋼業や火力発電など、課税の影響が大きな産業に対しては、3年間で92億豪ドルの支援策を予定しています。



### 3. 今後の展開

「炭素税」が導入された場合、豪州の企業はその課税分を商品や製品価格に上乗せすることになります。この結果、「炭素税」導入後の1年間で、消費者物価は0.7%押し上げられると、豪州政府は試算しています。

また、豪州には、日本企業も数多く進出しています。資源関連の企業からは「生産過程での二酸化炭素の排出量はそれ程多くなく、影響は限定的」との声もある一方、自動車メーカーからは、「自動車1台の生産コストは、約112豪ドル(1万円程度)増える」といった声もあります。

豪州の温暖化ガス排出量は、2005年時点で世界全体の1.5%に留まっています。しかし、人口1人当たりの排出量は27.3トンと、先進国では最大です。堅調な景気を背景に、環境重視へと改革を進める豪州。世界中がその動きに注目しています。

弊社マーケットレポート

検索!!

2011年07月06日【デイリー No.982】オーストラリアの貿易統計(5月)～黒字額が自然災害前の水準まで回復～

2011年04月22日【キーワード No.560】「ギラード・オーストラリア首相」初の来日(豪州)

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。

## 【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

### ●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社